入 札 説 明 書

この入札説明書は、静岡県企業局が行う静岡県企業局電子複写機賃貸借契約(西部)に係る競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ守らなければならない事項を定めるものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札番号 第7号

(2) 賃貸借及び使用物品、数量 電子複写機 (フルカラー機) 4台

(3) 賃貸借及び使用物品の特質等 詳細は、仕様書による。

(5) 納入場所 仕様書のとおり

2 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「複写機」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」 という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である 者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をい う。) が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって 暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的 に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入 契約その他の契約を締結している者

3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札参加資格を有することを証明するため、以下の書類を提出し、 入札参加資格の確認を受けなければならない。この結果、当該物品を納入することができると認め られた者に限り、入札の参加対象者とする。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(別紙様式1)

静岡県出納局用度課発行「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを添付すること。

イ 応札予定機器の機能仕様及び標準価格表(別紙様式2-1から2-3) カタログを添付すること。(スペック該当箇所をマーカーで示すこと。)

- ウ 当該機器を納期限までに納入できることの証明(別紙様式3)
- エ メンテナンス仕様を満たすメンテナンスサービス体制図等を記載した書類(別紙様式4)
- (2) 提出期限

令和2年8月18日(火) 午後5時(持参又は必着)

(3) 提出場所

T420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館10階 静岡県企業局経営課

(4) 入札参加資格の確認は、提出書類の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年 8月25日(火)までに通知する。

4 入札及び開札

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和2年9月9日(水) 午後2時

イ 場所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館10階 静岡県企業局第1会議室

- (2) 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、仕様書、別添契約書案等を熟覧の 上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は説明 を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申 し立てることはできない。
- (3) 入札者は、別紙様式5による入札書及び別紙様式6-1から6-4による入札書金額算出根 拠資料の計5枚を入札執行日時、場所において直接提出しなければならない。郵送、宅配便そ の他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札者は、別紙様式5による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し提出しなければならない。 ア 入札金額
 - イ 入札年月日
 - ウ 入札参加者の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者氏名)及び押印
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者氏名)、当該代理人の氏名及び押印(外国人の署名を含む)。

- (6) 入札は、入札者が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、次のとおり取り扱う ものとする。
 - ア 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に別紙様式7による委任状を提出 すること。なお、この場合の入札書には、入札参加者の住所、氏名欄に入札参加者本人の住 所、氏名等を記載するとともに、代理人氏名欄に氏名を記載し押印すること。
 - イ 代理人が入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者氏名) が記載され押印のある入札書により入札する場合には、委任状の提出は必要としない。
- (7) 入札者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印しなければならない。 ただし、金額部分についての訂正は認めない。
- (8) 入札書は、封筒に入れ密封し、封筒表面に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び 令和2年9月9日開札(入札)「静岡県企業局電子複写機賃貸借契約(西部)の入札書在中」と 記入すること。
- (9) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (10) 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときには、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (11) 入札金額は、機械の賃貸借(保守点検、修繕費、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の経費を含む。)と使用料金(トナー交換等を含む。)の総価とする。
- (12) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。
- (13) 開札は、入札者が出席して行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (14) 入札者は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。
- (15) 入札者は、開札会場に入場しようとする場合は、身分証明書を提示しなければならない。なお、代理人は入札関係職員に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。ただし、代理人が委任状の提出が不要な形式による入札書により入札する場合には、身分証明書を提示しなければならない。
- (16) 入札者は、特にやむを得ない事情があると認めた場合の他は、開札会場を退場することができない。
- (17) 開札会場において、次に掲げる事項に該当する者は、開札会場より撤退させる。 ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者 イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (18) 入札者は、本件調達に係る入札について、他の入札参加者の代理人となることができない。
- 5 入札保証金及び契約保証金 免除する。

6 入札の無効

次の事項の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者氏名)及び押印又は代理 人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (4) 供給物品名の重大な誤りのある入札書による入札
- (5) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (10) その他あらかじめ指示した条件に違反して入札した者の入札

7 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員がくじを引くこととする。
- (3) 開札をした場合において、落札対象となる入札がないときは 直ちに再度の入札をする。
- (4) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

8 契約書の作成

- (1) 落札者は、令和2年10月1日付けで契約を締結しなければならない。
- (2) 契約者及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約条項

別添契約書案のとおりとする。

なお、本契約は長期継続契約であり、契約をした日の属する年度の翌年度以降において静岡県工業用水道事業会計予算及び静岡県水道事業会計予算の金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。

10 その他

- (1) 仕様及び入札に関する質疑、確認等は、別紙様式8「質問票」により令和2年8月18日(火)までにファックス又は電子メールで行うこと。なお、電話による照会には応じない。
- (2) 照会先

静岡県企業局経営課 冨永

FAX:054-251-5381 メールアドレス:kigyou_keiei@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

- (4) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から調達物品の内容について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。
- (5) 本入札に関して要した全ての費用については、入札参加者の負担とする。